伊東市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月10日改正伊東市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が 平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が 最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

伊豆半島の東側に位置する伊東市は温暖な気候をいかし柑橘を中心に花木、落葉果樹等の農業が営まれているが、伊東市の地形の特性として平坦地が少なく傾斜地が多いことから、山間部の樹園地を中心に遊休農地の発生が深刻化している。また、農業従事者の高齢化や後継者不足も急速に進んでおり、更なる遊休農地の発生も懸念されていることから、それに向けた対策の強化を図ることが急務となっている。

一方、伊東市は日本有数の観光地として、年間を通して多くの来遊客が訪れており、観光 農園や農産物の6次産業化、宿泊施設と連携した農業体験など、観光地である伊東市の強み をいかした農業を展開することによって、担い手や新規就農者を確保できる可能性を秘め ていることから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤 強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基 盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の 規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の 効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示 した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した 利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、観光地の強みをいかしながら、魅力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、伊東市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する静岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する伊東市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、目指すべき農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等につい

て」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積(A)		遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	3 8 3 ha	1. 1 ha	0.29%
3年後の目標 (令和7年3月)	3 6 3 ha	O ha	0 %
目 標 (令和13年3月)	3 2 1 ha	O ha	0 %

- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
 - 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を 行う。
 - 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」 に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について
 - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け 手続きを行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難な農地と判断された農地については、利用

状況調査後直ちに非農地判断を行い、守るべき農地の明確化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)	
現 状 (令和4年3月)	3 8 3 ha	80.43ha	21.00%	
3年後の目標 (令和7年3月)	3 6 3 ha	141.57ha	39.00%	
目 標 (令和13年3月)	3 2 1 ha	256.80ha	80.00%	

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
	(うち、主業 農家数)	認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状	594戸	18経営体	1 経営体	43経営体	0 団体
(令和4年3月)	(31戸)				
3年後の目標	594戸	20経営体	1経営体	61経営体	1 団体
(令和7年3月)	(31戸)	20胜当体			
目標	520戸	3 2 経営体	2経営体	73経営体	1 団体
(令和13年3月)	(40戸)	3 2 腔呂仲	2 腔 呂 平	7 3 住呂仲	1四件

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「地域計画」の作成・見直しについて
 - 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の 在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構

に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる 地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の 再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地 中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づ く「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとお りとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)	
	(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)	
現 状	11人	0 法人	
(令和4年3月)	(1. 63ha)	(O. OOha)	
3年後の目標	8人	1 法人	
(令和7年3月)	(2. 00ha)	(1. 00ha)	
目 標	10人	2法人	
(令和13年3月)	(3. 00ha)	(2. 00ha)	

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 市、農協、農地中間管理機構等と連携し、農業委員会が管内農地の借入れ意向がある農業者及び参入希望者・法人を把握するとともに、必要な調整・手続きを行う。
- 観光関係団体等と連携し、観光農園や農産物の6次産業化、宿泊施設と連携した農業体験などの取り組みを積極的に支援し、新規参入の促進を図る。

② 新規就農希望者等へのPRについて

- 市、農協等が実施している新規就農サポートと連携し、新規就農希望者の相談機会 を提供することによって、早期に農地を確保出来るよう努める。
- 市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加する ことで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制 を整備する。

③ 企業参入の推進について

○ 企業の農業参入や規模拡大の希望があった際は、農業委員会として、農地の確保に 当たって必要な協力等を行い、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、必要に応じて新規参入者(法人を含む。)と地域との調整等を図るとともに、可能な場合には後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

伊東市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していていため、伊東市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力